

## 一般社団法人日本老年歯科医学会 専門医制度施行細則

(平成28年6月17日改正)

## 第1章 総則

- 第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会(以下、「本会」という)は、本会専門医制度(以下、「専門医制度」という)の施行にあたって、専門医制度規則(以下、「規則」という)に定めるものの他、必要な事項については、この専門医制度施行細則(以下、「細則」という)に定める。
- 第2条 本細則に定めるものの他、専門医認定等に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 認定資格検討委員会

- 第3条 認定資格検討委員会は、規則第5条第3号により、以下の業務を行う。
- 1) 次年度の専門医、指導医の認定業務に関する要項を作成する。
  - 2) 専門医、指導医の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
  - 3) 専門医の審査に合格した者を認定制度委員会に答申する。
  - 4) 指導医の審査に合格した者を認定制度委員会に答申する。
  - 5) 専門医及び指導医の資格更新、資格喪失及び認定取消に関する審査を行う。
- 第4条 委員が申請者の所属する専門医研修機関等に関連しているとき、その申請者についての審査と評価には参加できないものとする。
- 第5条 認定資格検討委員会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本会事務局に保管する。
- 第6条 本細則に定めるものの他、専門医、指導医、及び専門医研修機関の認定に必要な資格審査及び認定方法等については、別に定める。

## 第3章 研修機関認定委員会

- 第7条 研修機関認定委員会は、規則第5条第4号により、以下の業務を行う。
- 1) 次年度の専門医研修機関の認定業務に関する要項を作成する。
  - 2) 専門医研修機関の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
  - 3) 専門医研修機関として審査に合格した施設を認定制度委員会に答申する。
  - 4) 専門医研修機関の資格更新に関する審査を行う。
- 第8条 委員が申請施設に関連しているとき、その申請施設についての審査と評価には参加できないものとする。
- 第9条 研修機関認定委員会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本会事務局に保管する。
- 第10条 本細則に定めるものの他、専門医研修機関の認定に必要な資格審査及び認定方法等については、別に定める。

## 第4章 認定試験実施委員会

- 第11条 認定試験実施委員会は、規則第5条第5号により、以下の業務を行う。
- 1) 次年度の専門医認定試験(以下、「試験」という)に関する要項を作成する。
  - 2) 専門医並びに指導医の認定に必要な筆記試験を実施し評価する。
  - 3) 試験実施委員会は、試験の評価を認定資格検討委員会に報告する。
- 第12条 認定試験実施委員会委員長は、試験委員を選出する。
- 2) 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者について試験の評価はできないものとする。
- 第13条 認定試験実施委員会は、試験の答案などを試験実施日から5年間、本会事務局に保管する。
- 第14条 本細則に定めるものの他、専門医並びに指導医の認定に必要な試験の実施方法等については、別に定める。

## 第5章 専門医試験問題作成委員会

第15条 専門医試験問題作成委員会は、規則第5条第6号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医認定試験(以下、「試験」という)の試験問題を作成する。
- 2) 専門医試験問題作成委員会は、作成した問題を認定試験実施委員会に提出する。

第16条 専門医試験問題作成委員会委員長は、問題作成委員を選出する。

第17条 本細則に定めるものの他、専門医の認定に必要な試験の作成方法等については、別に定める。

## 第6章 専門医の認定

第1節 専門医の申請資格

第18条 専門医の認定を申請する者(以下、「専門医申請者」という)の資格については、規則第6条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第19条 規則第6条3)に規定する「通算5年以上の研修」は、専門医申請者が専門医研修施設に在籍(職)した期間とする。

2 前項の「在籍(職)した期間」とは、週3日以上勤務をいう。これに満たない場合は下記のとおり研修期間を定める。

- 1) 週3日未満1日以上勤務または研修は、その年限の2分の1を在職した期間とする。
- 2) 週1日未満勤務または研修は、その年限の3分の1を在職した期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、専門医申請者が専門医関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を4分の3に換算して研修期間に通算することができる。なお、「在籍(職)した期間」とは前項の通りとする。

第20条 申請者は、規則第10条に規定する専門医研修機関の機関長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。

2 前条2項2)に該当する専門医申請者は、指導医の指示または許可を得て、専門医研修機関以外の医療施設又は外国の医療施設等において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事することを要件とする。

- 1) 該当する専門医申請者の指導医は、予め研修機関認定委員会に「その他の医療施設研修申請書」を提出し、委員会の許可を得なければならない。
- 2) 該当する申請者は、医療施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。

第21条 規則第6条第1項4)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

- 1) 本会学術大会への2回以上の参加
- 2) 本会主催・共催 研修(別表1・1・2)への5回以上の参加
- 3) 日本老年歯科医学会における業績
  - (1) 「老年歯科医学」掲載論文1編を含む学術論文が2編以上あること
  - (2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表であること
  - (3) 筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)は問わない。
- 4) 医療倫理・医療安全および救急救命に係る研修会に1回以上参加すること

第22条 規則第6条第1項3)に基づく研修カリキュラムは、次の項目のすべてとする。指導医は、研修状況を証明する。

- 1) 高齢化と社会
  - 2) 老化と身体
  - 3) 歯科訪問診療
  - 4) 摂食嚥下リハビリテーション
- 2 やむを得ず、専門医研修機関での研修が困難な項目については、認定制度委員会が指定する「専門医申請者研修」に代替することが出来る。
- 3 細則第19条2項2)に該当する申請者は、研修カリキュラムのすべての項目において「専門医申請者研修」を受講しなければならない。

第23条 規則第6条第1項5)に基づく診療実績は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績100例以上を一覧表として報告する。

2 前項に規定する診療実績一覧表については、指導医の証明を必要とする。

第24条 規則第6条第1項5)に基づく診療報告は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する申請前5年間の臨床経験のうち、次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例)を10症例、報告する。

- 1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- 2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- 3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)
- 4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)
- 5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

2 前項に規定する担当症例報告書については、指導医の証明を必要とする。

## 第2節 専門医の申請、認定並びに登録方法

### 【申請方法】

第25条 専門医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書(様式1)
  - 2) 履歴書(様式2)
  - 3) 歯科医師免許証(写)
  - 4) 歯科医師臨床研修修了登録証(写)
  - 5) 本会会員歴証明書(様式3)
  - 6) 研修証明書及び専門医研修機関在籍(職)証明書(様式4-1)
  - 7) 専門医研修カリキュラム 研修実施チェック表(様式4-2)  
指導医の署名または専門医申請者研修の「研修受講証明」を添付のこと
  - 8) 学術大会の「研修受講証明」または出席記録(様式5)  
出席記録を提出する場合は、出席学会の参加証の写しを添付のこと
  - 9) 研修会の「研修受講証明」または出席記録(様式6)  
出席記録を提出する場合は、参加証等の写しを添付のこと
  - 10) 業績目録(論文及び学会発表等)(様式7)
  - 11) 診療実績一覧表(様式8)、担当例報告書(様式9)
- 2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

### 【審査、認定並びに登録】

第26条 専門医の審査は、申請書類審査及び試験によって行う。

第27条 認定資格検討委員会の申請書類審査により申請資格が認められた専門医申請者に対し、認定試験実施委員会は試験を行う。

- 1) 試験は、筆記試験により行うものとする。
- 2) 試験の評価は、認定試験実施委員会が行い、その結果を認定資格検討委員会に報告する。

第28条 専門医としての適格性の判定は認定資格検討委員会が行うものとする。

- 2 専門医としての適格性の判定は、認定資格検討委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 認定資格検討委員会は、認定試験実施委員会の報告内容を審議のうえ適格者を認定制度委員会に答申する。
- 4 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ専門医資格を認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

### 【専門医の登録並びに認定証の交付】

第 29 条 専門医の認定を受けた専門医申請者は、専門医登録申請書に専門医登録料を添えて、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した専門医申請者を専門医として登録し、専門医認定証を交付する。

- 1) 専門医登録申請書(様式 10)
- 2) 専門医認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

## 第 7 章 指導医の認定

### 第1節 指導医の申請資格

第 30 条 指導医の認定を申請する者(以下、「指導医申請者」という)の資格については、次の各条について審査する。

第 31 条 指導医の申請者は、次の各号のいずれかの診療機関での従事歴を要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者
- 2) 専門医として通算 5 年以上にわたり、専門医研修機関で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
- 3) 専門医として通算 7 年以上にわたり、専門医研修機関以外の病院または診療所において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した者

第 32 条 前条 2) に規定する「通算 5 年以上」は、指導医申請者が専門医研修機関に在籍(職)した期間とする。

- 2) 前項の「在籍(職)した期間」とは、週 3 日以上勤務をいう。なお、週 3 日未満 1 日以上の勤務は、その年限の 2 分の 1 を在職した期間とする。
- 3) 第 1 項の規定にかかわらず、指導医申請者が専門医関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を 4 分の 3 に換算して研修期間に通算することができる。なお、「在籍(職)した期間」とは前項の通りとする。
- 4) 前項に該当する申請は、専門医関連研修施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。
- 5) 前項に該当する申請は、第 19 条第 5 項に準じた証明書を添付しなければならない。

第 33 条 規則第 7 条第 1 項 5) の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

- 1) 本会学術大会への 2 回以上の参加
- 2) 本会主催・共催 研修(別表 1・1・2))への 6 回以上の参加
- 3) 日本老年歯科医学会における業績
  - (1) 「老年歯科医学」掲載論文 2 編を含む学術論文が 5 編以上あること
  - (2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表であること
  - (3) 筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)は問わない。
- 4) 医療倫理・医療安全および救急救命に係る研修会に 1 回以上参加すること

第 34 条 規則第 7 条第 1 項 6) に基づく指導医申請に必要な、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績は、100 例以上なければならない。

### 第2節 指導医の申請、認定並びに登録

#### 【申請方法】

第 35 条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書(様式 11)
- 2) 履歴書(様式 12)
- 3) 本会専門医認定証(写)(様式 13)
- 4) 本会 10 年間継続会員証明書(様式 14)
- 5) 専門医研修機関在籍(職)証明書(様式 15)
- 6) 学術大会の出席記録(様式 16)  
出席学会の参加証の写しを添付のこと
- 7) 研修会の出席記録(様式 17)  
講演受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと

- 8)業績目録(論文及び学会発表等)(様式 18)
- 9)診療実績一覧(申請前 5 年間 100 例以上)(様式 19)

2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

**【審査並びに認定】**

第 36 条 指導医の審査は、申請書類審査によって行うものとする。

第 37 条 認定制度委員会は、認定資格検討委員会の書類審査により申請資格が認められた指導医申請者に対し、試験を行う。

- 1)試験は、良識ある人格を有する指導医としての抱負を問う。
- 2)試験の実施と評価は、認定制度委員会が行う。

第 38 条 指導医としての適格性の判定は認定制度委員会が行うものとする。

- 2 指導医としての適格性の判定は、認定制度委員会委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
- 3 認定制度委員会は、審査内容を審議のうえ指導医資格を認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

**【指導医の登録並びに認定証の交付】**

第 39 条 指導医の認定を受けた指導医申請者は、指導医登録申請書に指導医登録料を添えて、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した指導医申請者を指導医として登録し、指導医認定証を交付する。

- 1)指導医登録申請書(様式 20)
- 2 指導医認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

**第 8 章 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定**

第 1 節 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の申請資格

第 40 条 専門医研修機関の認定を申請する施設の資格については、規則第 11 条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第 41 条 専門医研修機関は、研修の実施に必要な設備を有していなければならない。

第 42 条 専門医研修機関において、セミナーや症例検討会など教育行事が定期的に行われていなければならない。

第 43 条 専門医研修機関は、研修カリキュラムに従い、次の項目のすべての研修を実施する。

- 1)高齢化と社会
  - 2)老化と身体
  - 3)歯科訪問診療
  - 4)摂食嚥下リハビリテーション
- 2 やむを得ず、専門医研修機関での研修が困難な項目については、認定制度委員会が指定する「専門医申請者研修」に代替することが出来る。

第 44 条 専門医研修機関は、以下に定める年間診療実績を有していなければならない。

- 1)専門医研修施設は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間 60 例以上であること
- 2)専門医関連研修施設は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間 40 例以上であること

第 45 条 専門医関連研修施設の認定を申請する施設の資格については、規則第 12 条第 1 項に定めるものの他、次の各号について審査する。

- 1)専門医関連研修施設は、専門医研修施設と連携して研修を実施できること
- 2)専門医関連研修施設は、連携する専門医研修施設の設備並びに図書を利用できること

第 2 節 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定方法

**【申請方法】**

第 46 条 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定を申請する施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、研修機関認定委員会に提出しなければならない。

- 1)専門医研修機関認定申請書
  - (1)専門医研修施設認定申請書(様式 21)
  - (2)専門医関連研修施設認定申請書及び連携証明書(様式 22-2、22-3)

- 2) 専門医研修機関内容証明書(機関の設備・所蔵図書記載用紙)(様式 23)
- 3) 指導医在籍(職)証明書及び本会指導医認定証(写)(様式 24-1、24-2)
- 4) 教育・研修指導に関する業績目録(最近 2 年)(様式 25)
- 5) 最近 1 年間の診療実績報告書(様式 26)

2 研修機関認定委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

#### 【審査並びに認定】

第 47 条 申請施設の資格審査は研修機関認定委員会が書類審査により行う。

第 48 条 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)としての適格性の判定は、研修機関認定委員会が行うものとし、その結果を認定制度委員会へ答申する。

- 2 適格性の判定は研修機関認定委員会委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
- 3 認定制度委員会は答申内容を審議のうえ専門医研修機関資格を認定し、その結果を理事会に上程し承認を得るものとする。
- 4 常勤指導医が 1 名の専門医研修機関において、指導医の異動が生じた場合は、直ちに研修機関認定委員会に届け出なければならない。
- 5 専門医研修機関に変更があった場合は、直ちに研修機関認定委員会に届け出なければならない。

#### 【専門医研修機関の登録並びに認定証の交付】

第 49 条 専門医研修機関の認定を受けた施設は、専門医研修機関登録申請書を提出し、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した申請施設を専門医研修施設あるいは専門医関連研修施設として登録し、認定証を交付する。

- 1) 専門医研修施設登録申請書(様式 27)
- 2) 専門医関連研修施設登録申請書(様式 28)
- 2 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

## 第 9 章 資格の更新

### 第 1 節 資格更新の要件

(専門医および指導医 更新 研修単位)

第 50 条 規則第 13 条に基づく専門医及び指導医の資格更新に必要な研修単位(別表 1)は 70 単位とする。

- 2 前項単位の必須要件として、本会主催および共催 研修に該当する研修を 30 単位以上とし、本会学術大会への参加を 2 回以上含むこと。
- 3 認定証交付日より更新申請時までの実績を算定するものとする。

第 51 条 専門医資格更新の必要単位を満たさなかったもので、本会認定医制度規則に則り、認定医の資格更新を行うものの更新日時については、専門医取得時から起算する。

第 52 条 専門医研修機関(専門医研修施設又は専門医関連研修施設)の資格更新の要件は、本細則第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条を満たすものとする。

### 第 2 節 資格更新の申請方法

第 53 条 専門医、指導医の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。なお、指導医の資格更新の申請は、専門医の資格更新申請と同時に申請するものとする。

- 1) 資格更新申請書
  - (1) 専門医資格更新申請書(様式 29)
  - (2) 指導医資格更新申請書(様式 30)
- 2) 最近 5 年間の研修実績報告書
  - (1) 日本老年歯科医学会 主催・共催 研修の出席記録(様式 31)  
参加証等の写しを添付のこと
  - (2) 関連学会主催 研修の出席記録(様式 32)  
参加証等の写しを添付のこと
  - (3) 業績目録(論文及び学会発表等)(様式 33)
- 3) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

- 2 指導医の資格更新申請は、教育・研修指導実績報告書(様式 34)を提出しなければならない。
- 3 指導医であって資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格の更新申請をすることにより、その後の指導医の資格更新は要しない。

第 54 条 専門医研修機関(専門医研修施設又は専門医関連研修施設)の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医研修機関資格更新申請書
    - (1) 専門医研修施設資格更新申請書(様式 35)
    - (2) 専門医関連研修施設資格更新申請書及び連携証明書(様式 36-1、36-2)
  - 2) 指導医在籍(職)証明書(様式 37)
  - 3) 専門医研修機関施設内容説明書(機関の設備・所蔵図書記載用紙)(様式 38)
  - 4) 最近 5 年間の教育・研修指導実績報告書(様式 39)
  - 5) 最近 5 年間の診療実績報告書(様式 40)
  - 6) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)
- 2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

### 第3節 資格更新の審査並びに認定方法

第 55 条 資格更新の審査は、申請書類により行う。

- 2 専門医、指導医については認定資格検討委員会、研修機関については研修機関認定委員会が各々申請書類を審査し、適否を判定する。適格の判定は、認定資格検討委員会あるいは研修機関認定委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、その結果を認定制度委員会に答申する。
- 3 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ更新資格を認定し、理事会に上程し承認を得るものとする。

第 56 条 所定の更新手続を完了した申請者は、本会が認定する専門医、指導医、専門医研修機関(専門医研修施設および専門医関連研修施設)として引続き登録され、認定証を交付される。

### 第4節 資格更新の保留

第 57 条 資格更新を申請予定の者が、留学や健康上の問題などにより所定の期間内に必要な要件を満たすことができなかつたときには、認定制度委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の保留申請が許可されたとき、その保留期間は 1 年を限度とし、これを超えたときは資格を喪失する。
- 3 前項の規定にかかわらず、認定制度委員会が特段の事由があると認めるときは延長することができる。

## 第 10 章 補則

第 58 条 この細則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

第 59 条 審査料、登録料、更新審査料等の金額は、次の通りとする。

- 1) 認定審査料 10,000 円
- 2) 資格登録料(専門医研修機関は登録料は要しない)
 

専門医	10,000 円
指導医	30,000 円
- 3) 資格更新審査料
 

専門医	30,000 円(指導医の更新は審査料を要しない)
専門医研修機関	10,000 円

第 60 条 この細則を改廃する場合は、認定制度委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。
- 5 この細則は、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。
- 6 この細則は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。
- 7 この細則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。